



有限責任中間法人
日本小児歯科学会
Japanese Society of Pediatric Dentistry

近畿地方会会報

No.5

2006年10月1日発行



巻 頭 言

近畿地方会会長 野々村 榮二

この度平成18、19年度の近畿地方会会長を務めることになりました。どうぞよろしく御願ひ申し上げます。

近畿地方会の事業について簡単に述べてみますと、主な事業は年4回の幹事会を開催し会員の皆さまに役立ち、多くの先生方にご参加いただけるように秋の学術大会の準備運営することです。また、日本小児歯科学会の主催する「子ども健康週間事業」への参加を県単位で行っています。広報活動といたしましてはこの「近畿地方会会報」を年に1回発刊していますが、今年度からは近畿地方会のホームページを本格的に開くことができました。もし、会員の皆さまも近畿地方会の事業についてお知りになりたいことがあれば、是非アクセスしていただきたいと思ひます。また和歌山、滋賀など遠くから出席される役員幹事の先生方には全くの手弁当で尽力いただき感謝しています。

これから日本は少子化がさらに進み、現在より子どもの数は減少していくことが予想されます。このような時代の小児歯科はどのような役割を果たしていくのでしょうか。社会が少なくなった子どもたちを身体的にも精神的にも健やかに大切に育てていく、子育て支援にわれわれも一緒に参加していくことが求められているのではないかと思ひます。今後、行政などのさまざまな分野ともさらに連携していき、社会の子育て支援に小児歯科の立場から積極的に参加し貢献していく必要があるのではないのでしょうか。診療室で言えば、特に障害を持った小児や歯科への適応が困難な小児などへのさらなる支援がもとめられています。

近畿地方会といたしましては、会員の皆さまに学術大会にふるってご参加していただき、大会が小児歯科臨床のさまざまな最新情報や知識を提供し議論する場となり、その結果として子どもたちに高品質な小児歯科医療サービスを提供できるよう努力していきたく思ひます。

今年も第25回近畿地方会大会で大勢の皆さまとお会いできることを楽しみにしています。

有限責任中間法人日本小児歯科学会認定小児歯科専門医制度について

有限責任中間法人日本小児歯科学会専門医認定委員会委員

大阪歯科大学小児歯科学講座 大 東 道 治

平成18年3月24日付けで、有限責任中間法人日本小児歯科学会は、待望の専門医申請団体として厚生労働省から許認可されました。

そこで、日本小児歯科学会専門医認定委員会が中心となり、小児歯科専門医の申請書の審査及び認定、登録及び認定証の交付を行なっております。また、平成17年5月より平成20年4月1日の本格実施に向け、専門医認定委員会の小委員会である専門医認定委員会作業部会（田中光郎先生班、香西克之先生班、藤原卓先生班）にて、専門医制度規則並びに施行細則、専門医試験施行細則、専門医制度教育研修記録簿、小児歯科専門医ガイドラインの原案の作成を行っております。そして、平成19年4月構築・完成を目標に作業を遂行し頑張っております。現在の専門医制度は移行期間中であり、認定医取得者を対象に資格審査を実施しておりますが、前述の平成20年4月からは専門医制度が本格実施となります。会員の皆様におかれましては、すでに専門医を取得され更新条件についての情報を必要とする方、移行期間中に認定医を取得し専門医を目指す方、本格実施において専門医を目指す方、認定医を継続する方など、それぞれ異なった立場でこどもの口腔育成にあたっておられ、必要な種々の条件や情報は雑多であると思います。また、認定医の申請終了は当初（17年2月）の計画では、期限が平成18年8月末日まででしたが、平成19年8月まで1年間の延長が承認されました。そのため、移行期間中に認定医を取得した方が、どのようにして専門医を目指すのかも理解して頂きたく思います。平成19年8月までに認定医を申請できない方は、平成20年4月から開始される本格実施において専門医を目指して頂くこととなります。そこで、平成20年4月までに準備しておくべき事項について下記にて説明致します。そして、小児歯科専門医の取得・更新条件、手続き方法、生涯研修単位基準、専門医発足までの過程、専門医を広告できる団体の基準、小児歯科専門医の概要、義務・責任などを記載させて頂きます。

A. 移行期間中の専門医の取得について

1. 認定医を有する者
2. 研修単位が150単位以上である者
3. 研修歴（大学歯学部あるいは歯科大学における小児歯科研修歴）
4. 診療実績証明書
5. 地域での小児に対する口腔保健活動

（注）認定医取得時（50単位以上）

（注）移行期間の専門医制度（生涯研修単位）認定医制度に準ずる。

B. 本格実施において専門医を目指す先生のための準備事項

1. 研修単位とは教育研修単位（150単位以上が必要です。）を指している。
2. H18. 4月1日からは、施設での研修単位だけでなく学会出席・発表、論文発表も単位となる。学会に出席し、発表することが大切！
3. H18. 3月31日までの研修単位は、認定医制度に準じた施設における研修単位のみである。
4. 本格実施に向け、自分の研修単位を確認しておくこと本格実施における専門医取得のための教育研修単位とは
 - 1) 研修施設における教育研修単位
 - (1) H18. 3. 31以前の研修単位：認定医制度における教育研修単位
 - (2) H18. 4. 1～H20. 3. 31：移行期間の専門医制度における教育研修単位
 - (3) H20. 4. 1以降：本格実施の専門医制度における教育研修単位
 - 2) 学会等の参加および発表ならびに論文発表
 - (1) H18. 3. 31以前：教育研修単位とはならない。（認定医制度に準じる）
 - (2) H18. 4. 1～H20. 3. 31：移行期間の専門医制度における教育研修単位
 - (3) H20. 4. 1以降：本格実施の専門医制度における教育研修単位

C. 専門医申請書類手続き

1. 日本国歯科医師の免許証を有すること。
2. 認定医を取得していること。
3. 5年以上引き続いて学会会員である者
4. 小児歯科を標榜している者
5. 診療実績報告書の提出
 - 1) 小児患者の受診率
 - 2) ひと月あたりの診療実績日数
6. 教育研修単位：150単位以上
7. 原則として日本歯科医師会会員である者（正会員、準会員）

D. 専門医の資格喪失

1. 本人が資格の辞退を申し出たとき。
2. 日本国歯科医師の免許を失ったとき。
3. 第19条に規定する専門医の更新をしなかったとき。
4. 専門医委員会で専門医として不適当と認められたとき。
5. 専門医委員会の議を経てその資格を喪失する。
6. 専門医の資格を喪失したものであっても、専門医委員会の議を経て、再び専門医を申請することができる。

E. 専門医の更新条件

1. 更新時にあたって、5年間に生涯研修単位を100単位以上必要とする。
2. 専門医委員会が主催する生涯研修セミナー、研修会に出席すること。
3. 5年間の更新期間中に、日本小児歯科学会（全国大会・地方会）へ6回以上出席すること。
4. 日本小児歯科学会または関連学会において1回以上学会発表、あるいは論文発表をするか、または日本小児歯科学会地方会で筆頭者のケースプレゼンテーションを1回以上行うこと。

I. 1年間の研修によって得られる教育研修単位（専門医申請時）

平成18年4月1日以降有効（案）

1. 各施設における教育研修単位

- (1) 歯科大学（学部）附属病院の小児歯科……………15
- (2) 小児総合医療施設、またはそれに準ずる病院の小児歯科、小児歯科単科標榜の診療室
 - (ア) 専門指導医がいる場合……………10
 - (イ) 専門医がいる場合……………7
- (3) 小児歯科と他科を併せ標榜する病院または診療所（申請者本人の開業を含む）
 - (ア) 専門指導医がいる場合……………7
 - (イ) 専門医がいる場合……………5
- (4) その他の施設
 - (ア) 専門指導医がいる場合……………7
 - (イ) 専門医がいる場合……………4

2. 日本小児歯科学会学術大会等における発表者及び参加者が得られる教育研修単位

- (1) 日本小児歯科学会（全国大会・地方会・その他）
 - (ア) 発表者のみ（共同発表者は含まない）……………15
 - (イ) 参加者……………10
- (2) 地域単位での研修集会または日本歯科医学会、ならびに日本歯科医師会の学術研修会
 - (ア) 発表者のみ（共同発表者は含まない）……………10
 - (イ) 参加者……………5

（注）上記(2) に該当する研修集会及び研修会は、参加証明書を添付すること。

（注）3日間の学会でも1回として算定する。

（注）日本小児歯科学会の全国大会・地方会で発表すれば、出席の10単位と発表の5単位が加算され、15

単位となる。

3. 業績発表における教育研修単位

- (1) 日本小児歯科学会が発刊する学術雑誌
 - (ア) 投稿論文筆頭著者……………10
 - (イ) 上記の共同発表者（ただし5名以内とする。）……………5
- (2) 著書（小児歯科に関連のある著書1冊あたりの単位）……………10

II. 生涯研修単位基準（更新時）

1. 学会並びに研修会出席（1回出席あたりの単位、出席したことを証明する研修修了証やシール等が必要です。）

- (1) 日本小児歯科学会学術大会（全国大会・地方会・その他）……………10
- (2) 地域単位の研修集会……………5
- (3) 日本歯科医学会ならびに日本歯科医師会の学術研修会……………5
- (4) 小児歯科関連国際会……………5

(注) 3日間の学会でも1回として算定する。

(注) 地域単位の研修集会は、1年間で5単位を上限とする。

(注) 上記(2)~(4)に該当する研修集会及び研修会は、参加証明書を添付すること。

2. 業績発表

- (1) 小児歯科関連の学会および研修会の演者……………5
- (2) 日本小児歯科学会が発刊する雑誌投稿論文筆頭著者……………5
- (3) 上記(1)、(2)の共同発表者（ただし、5名以内とする。）……………2
- (4) 著書（小児歯科に関連ある著書1冊あたりの単位）……………5

(注) 日本小児歯科学会の全国大会またわ地方会で発表すれば、出席の10単位と発表の5単位が加算され、15単位となる

(注) 3日間の学会でも1回として単位を算定する。

3. 社会への貢献度

具体的内容を記入し（講演、地域の保健活動、専門学校の講義など）、専門医委員会において単位評価を行う。

III. 専門医認定申請手続きについて

- 1. 専門医認定申請料1万円の振込みの受領証コピー
- 2. 専門医認定申請書（第1号様式）
- 3. 履歴書（第2号様式）
- 4. 日本小児歯科学会認定医認定証（コピー可）
- 5. 日本小児歯科学会会員証明書（第3号様式）
- 6. 日本歯科医師会会員証明書（原則として必要、コピー可）
- 7. 診療実績証明書（第4号様式）
- 8. 教育研修単位取得証明書（第5号様式）
- 9. 歯科医師免許証（コピー）
- 10. 専門医認定審査料1万円登録料5万円

★合否判定について

学会は、専門医委員会の資格審査並びに専門医委員会が必要と認めた場合は、訪問審査（口頭試問）に合格した者を専門医として認定する。専門医委員会は総合的な審査を行い、その合否を日本小児歯科学会理事会に報告する。日本小児歯科学会理事会で承認された後、学会誌および学会ホームページに掲載される。

(注) 上記の附表に定める教育研修単位をもとに算出

(注) 表-1、表-2の教育研修単位とは、本格実施を目指す先生のための研修単位を意味しているの

で混乱しないようにしてください。

(注) 本格実施後の専門医申請は、会員歴5年以上で、150単位になった時点で、いつでも（平成20年4月以降、専門医制度本格実施）申請可能です。

(注) 専門医を取得すると認定医の資格は喪失します。

(注) 専門医取得後は専門医の更新単位に注意して下さい。

Ⅳ. 小児歯科専門医の概要

小児の口腔保健を包括し、小児歯科医療に関して優れた歯科医師を育成することにより、小児歯科医療の水準向上進歩発展を図る。小児の口腔保健の増進・福祉の充実に寄与することを目的とし、所定の研修を修了した会員に対し、試験を実施し資格を認める。資格は5年毎に審査の上更新される。

Ⅴ. 義務・責任

弁護士・税理士・救急時に対応してくれる医師

標榜医：歯科医なら自由に

認定医：小児歯科の学問・治療・教育

専門医：厚生労働省、日本歯科医師会、歯科医学会

有限責任中間法人日本小児歯科学会が認めるスペシャリスト

小児歯科治療・長期管理経過観察・検診

小児歯科医療を中心に専門性の高い医療活動を行っている歯科医師

個人医療過誤防止対策：研修、保険加入

Ⅵ. 小児歯科専門医発足までの過程

1963年 日本小児歯科学会発足

1988年4月1日 本会認定医制度施行

2004年9月1日 有限責任中間法人日本小児歯科学会法人格取得

2004年12月 日本歯科医学会認定医・専門医制度協議会に申請

2005年7月15日 日本歯科医師会・日本歯科医学会、事前審査「可」

2005年7月22日 厚生労働省医政局総務課に専門医申請

2006年3月24日 小児歯科学会専門医制度認可

Ⅶ. 専門医を広告できる団体の基準

1. 法人格を有する学術団体
2. 会員1,000人以上、8割以上医師・歯科医師
3. 一定の活動実績を有し、その内容を公表
4. 外部からの問い合わせ対応→体制・整備
5. 専門医の資格認定に5年以上の研修条件
6. 専門医の認定に際して適正な試験を実施
7. 専門医を定期的に更新する制度を設定
8. 会員・専門医の資格の名簿の公表

広告形態：歯科医師 小児 太郎

(有限責任中間法人日本小児歯科学会認定小児歯科専門医) 厚生労働省告示より

詳しくは学会雑誌・学会ホームページに記載しています。

URL : <http://www.jspd.or.jp/>

一人でも多くの方に小児歯科専門医を取得して頂くように皆様方で応援してあげて下さい。

第25回日本小児歯科学会近畿地方会大会・総会の開催にあたって

大会会長 大橋 健治

今回皆様のご支援、ご協力を賜り、日本小児歯科学会近畿地方会大会・総会も第25回を迎えることとなりました。

近畿地方会大会が開催されるようになったのがほんの少し前のように思われるのですが、はや四半世紀ということになります。

この記念すべき大会を大阪小児歯科専門医臨床研究会（OSP）が担当させていただくこととなりました。以前 OSP が担当して18年になりますが、ここに改めて御礼申し上げます。

18年前はまだまだ子どものむし歯の状況はひどく、う蝕予防の実際というテーマでシンポジウムが持たれ、大いに盛り上がったものです。

う蝕患者の治療に悪戦苦闘する中、う蝕予防をひたすら叫び続けう蝕の苦痛から子どもを解放させる時代が来るのが小児歯科医の夢でもあったのです。

最近の子どものう蝕罹患状況は非常に改善され従来の子どものう蝕からの解放の夢は現実のものとなったように思われるのですが、どうでしょうか？結論付けるのはまだまだ甘いでしょうか？子どもの世界の現実はそんなに甘く、簡単ではありません。益々少子化が進む一方、幼児虐待・食育問題などなど、また新たな難しい課題が現れます。

そこで、本大会のメインテーマを「愛夢（あゆめ）子どもとともに!!—少子時代の小児歯科—」と掲げました。

これから本格化する少子時代を我々小児歯科医は何を夢見て進めていくのでしょうか？今回、特別講演に藤田紘一郎先生をお招きし「子どものアレルギーはなぜ増えたか」と題しご講演をいただきます。子どもの生活環境が激変した近年、日本の子どもたちの身体に何か問題が起きていても不思議ではありません。

教育講演では あなたなら何を見て、どう対処する？と題し小島 寛先生には診療拒否児に出会った場合、新谷誠康先生には歯の形成不全の場合についてご講演いただきます。コ・デンタルセミナーではう蝕活動試験を生かした予防指導の実際と言うテーマで実際に使っておられる先生にその EBM を発表していただきます。

また、講演として岡崎好秀先生には「世界で一番うけたくなる保健指導」と題し大いに語っていただきます。必ずや明日からの小児歯科臨床に役立つものとなるでしょう。

その他、口頭発表、展示発表、商業展示と多くの方々のご協力によりかなりボリュームのある大会となります。小児歯科学会員の皆様にはスタッフの方ともどもお誘いあわせの上ぜひご参加の程よろしく協力をお願いいたします。皆様のご協力を得て有意義な実りある大会になるものと確信いたします。これまでご参加いただけなかった会員の方が居られれば四半世紀に一度は学会へ!!ぜひとも元気な顔をお見せ下さい。

日本小児歯科学会近畿地方会ホームページを開設しました

このたび日本小児歯科学会近畿地方会ホームページを開設しました。地方会大会のご案内を中心に、学会関連の情報を発信していきたいと考えております。



日本小児歯科学会近畿地方会ホームページ

<http://square.umin.ac.jp/jspd/>

ホームページの作成・管理を素人のボランティアで行い、Web サーバーも UMIN（大学病院医療情報ネットワーク）の情報提供支援サービス（無料）を利用しています。プロの Web デザイナーが作成するようなホームページは提供できませんが、できるだけ会員の先生方のお役に立てるようなホームページを運用していきたいと思っております。是非“お気に入り”にご登録の上、ご活用下さい。

近畿地方会の各県別、会員数、専門医数、認定医数（H18年 8 月現在）

	会員数	専門医数	認定医数
滋 賀 県	25	4	8
京 都 府	54	6	10
大 阪 府	270	36	71
兵 庫 県	129	30	22
奈 良 県	34	10	4
和 歌 山 県	15	5	3

神戸臨床小児歯科研究会（KSCP）のご紹介

会長 坂田 滋

本研究会は、昭和47年12月に設立され、昭和48年4月に第一回の講演会が、落合靖一先生の「小児歯科臨床の基礎にあるもの」の演題で開催されて以来、30数年にわたり活動を続けています。私たちの研究会は、数ある小児歯科の研究会の中でも最も古い会であると聞いています。設立のきっかけは、今は亡き佐本進先生と東京の落合靖一先生のお二人が中心となって、一般で開業されている先生方（GP）の中で、小児歯科に興味を持っておられる方に参加を呼びかけたのが始まりです。当時は子どもの「むし歯の洪水」が社会問題にまでなっていた時代でした。子どもの治療をしてくれる歯科医をなんとか増やしたいとのお二人の先生方の熱意が、多数の会員を集めてくださいました。初代会長に佐本進先生、顧問に落合靖一先生を擁し、会員のほとんどがGPの先生方で、最大で70名近くの会員を有する研究会まで発展しました。設立当初は、ほとんどの会務運営を佐本先生お一人でされていましたが、二代目会長に中川真先生が就任されてからは、多数の先生を理事に任命し、会の体制作りがなされました。平成7年の阪神・淡路大震災のあと、三代目会長に石田鉄男先生が就任され、幹事に現在の中樞をなす先生方を起用されました。KSCPの30周年の記念式典を開催したのが、昨日のこのことです。四代目会長に米澤元雄先生が就任され、ますます洗練された会となっております。平成18年4月より、米澤先生のご推薦により、私が五代目会長に就任させていただきました。

研究会の活動は

- ① 一年に総会（5月）・例会（11月頃）を開催しています。
- ② 機関紙 KSCP の発行。（年に一回発行）

また、月1回の幹事会にて、会務の運営についての協議や、日常の診療での悩みや意見交換もしていますが、これも実のあるものと思っています。

現在、船越禎征先生、神原修先生、仲川憲幸先生、米澤元雄先生、徐成徳先生、私（坂田）の小児歯科医が中心となってGPの先生方の協力の元活動をしています。現在、会員数は40名程です。

設立当初の「一人でも多くの先生に小児の治療をしてもらいたい。」のコンセプトから「良質の小児歯科診療を提供できる集団をめざして」へと変遷すべきであると考えています。時代の流れに即応できるフットワークを持たなければならないと思います。

今後ともどうか先生方、KSCPにご指導、ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。



母子健康手帳の活用をお願い

有限責任中間法人 日本小児歯科学会
理事長 土屋 友幸

謹啓 日本小児歯科学会会員の皆様には、各地域における日々の診療、また公衆衛生活動へご活躍のことと存じます。

さて、現在、本学会では、母子健康手帳の改訂に伴い、1歳6か月および3歳児健康診査の健診票や歯科の内容に関して変更・追加等の検討を行っております。

母子健康手帳には、主に市町村が行っている1歳6か月および3歳児健康診査結果の内容を記載するページの他に、1歳、2歳、4歳、5歳、6歳等での「保護者の記録」の記入や歯式、口腔内所見等を記載する欄があります。また、それ以外の時期でも歯式と簡単な口腔内の状態を記載できるよう1ページ設けられております。しかしながら、1歳6か月および3歳児健康診査以外、歯科医院等で母子健康手帳があまり活用されていないため、歯科の内容削除も議論されているようです。

会員の中には、個人的に「歯の健康手帳」として、同様なより詳しい内容を網羅した手帳を作成、配付され活用されている先生もおられるようです、しかし、公的なものとしての母子健康手帳は国としてもやはり重要な位置付けがされています。母子健康手帳は、将来的には全ての国民に対して「生涯健康手帳」として個人の健康管理の重要な資料として生涯を通じた活用も検討されているようです。その中で、歯科の項目や内容が大幅に削除されることは大変重大な問題だと考えています。

母子健康手帳は両親にとって大切なお子様の成長の記録帳です。そこで、保護者の方がお子様の歯と口腔の健康に関心を持っていただくためにも、私たち小児歯科学会員が、まず、初診時の医療面接で既往歴の参考として利用したり、定期健診等で来院されたお子様の口腔状況を歯科の記載欄に記載し口腔内の成長や治療の記録として利用するなど、率先して母子健康手帳を活用していただき、子どもたちの健康にいかにか口腔の保健が重要かを国民、医療関係者および行政関係者アピールしていかなければならないと考えます。また、実際に活用される場合の不備な点は本学会としても改善に向けての要望をしたいと考えていますので、ご意見をお寄せいただきたいと存じます。

何卒、以上の趣旨をご理解いただき会員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

敬白

日本小児歯科学会 地方会のご案内

北 日 本

第24回日本小児歯科学会北日本地方会大会および総会

開催日時：平成18年9月24日（日） 10：00～17：00

会 場：郡山市民交流プラザ（ビッグアイ7階）会議室

大会会長：鈴木 康 生

教育講演：「小児の外傷の診断と治療」

講師 八 若 保 隆 先生

北海道大学大学院歯学研究科口腔機能学講座小児・障害者歯科学教室 教授

特別講演：「最近の新生児医療」

講師 板 橋 家頭夫 先生

昭和大学医学部小児科学教室 教授

関 東

第21回日本小児歯科学会関東地方会大会・総会

テ ー マ：みんなで助けよう連携の輪

—こどもたちの健やかな育ちを願って—

開催日時：2006年（平成18年）10月22日（日）

会 場：鶴見大学記念館

大会会長：田 中 英 一

準備委員長：鏡 宣 昭 副準備委員長：井 出 正 道

協 力：鶴見大学小児歯科学講座 横浜臨床小児歯科座談会

中 部

第25回日本小児歯科学会 中部地方会学術大会

大会会長：森 栄

準備委員長：飯 沼 光 生

開催日時：平成18年10月29日（日） 9：00～16：30

会 場：ぱるるプラザ（岐阜駅前）

〒501-0296 岐阜県瑞穂市穂積1851

朝日大学歯学部 口腔構造機能発育学講座 小児歯科学分野

第25回日本小児歯科学会中部地方会大会事務局 TEL：058-329-1130 FAX：058-329-1493

<http://scw.asahi-u.ac.jp/~ped/Toppage.html>

近 畿

第25回日本小児歯科学会近畿地方会大会

テ ー マ：「愛夢（あゆめ）!! 子どもとともに ー少子時代の小児歯科ー」

開催日時：平成18年11月19日（日）A.M. 8：45～P.M. 4：30

会 場：財団法人大阪国際交流センター<http://www.ih-osaka.or.jp/i.house/>

大会会長：大 橋 健 治

準備委員長：吉 見 正 樹

担 当 校：大阪小児歯科専門医臨床研究会（O S P） HP：<http://www.osp.ne.jp>

連絡先：

特別講演：「子どものアレルギーはなぜ増えたか」

藤 田 紘一郎先生（東京医科歯科大学名誉教授）

中国・四国

第25回日本小児歯科学会中四国地方会大会及び総会

テ ー マ：「明日から使える子どもの歯科医療」

開催日時：平成18年10月29日（日）8：30～16：30

会 場：海峡メッセ下関 下関市豊前田町3丁目3-1

大会会長：嶋 本 達 家

準備委員長：大 野 秀 夫

担 当 校：広島大学小児歯科学研究室（主任 香 西 克 之）

TEL：082-257-5698

九 州

第24回日本小児歯科学会九州地方会大会および総会

テ ー マ：「小児歯科における診断と治療の新たな展開」

開催日時：平成18年11月26日（日）8：45～17：15

会 場：かごしま県民交流センター（〒892-0816 鹿児島市山下町14番50号）

大会会長：山 崎 要 一

大会長補佐：奥 猛 志

準備委員長：吉 原 俊 博

大会事務局：鹿児島大学大学院医歯学総合研究科 健康科学専攻

発生発達成育学講座 口腔小児発達学分野

〒890-8544 鹿児島市桜ヶ丘8-35-1

TEL：099-275-6262 FAX：099-275-6268